



第42回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年8月27日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号
株式会社レント本社内 3階会議室

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限：2026年8月26日（水曜日）
午後6時まで

株主各位

証券コード 372A
発送日 2026年8月12日
電子提供措置開始日 2026年8月6日
静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号
株式会社 レント
代表取締役 会長兼社長執行役員 岡田 朗

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら「株主総会参考書類等」をご検討の上、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年8月26日（水曜日）午後6時までにインターネット又は書面により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ir.rent.co.jp/stock/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「レント」又は「コード」に当社証券コード「372A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。
なお、受付開始は**2026年8月27日（木曜日）午前9時**となります。

インターネットにより
議決権を行使していただく場合



当社指定の議決権行使サイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)において、賛否を
ご入力の際は、**2026年8月26日(水曜日)午後6時まで**
に議決権を行使ください。

書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、
2026年8月26日（水曜日）
午後6時までに到着するよう
ご送付ください。

1 日 時 2026年8月27日（木曜日）午前10時（午前9時より受付開始）

2 場 所 静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号
株式会社レント本社内 3階会議室

3 目的事項 報告事項 1. 第42期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてののご案内） (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、会計監査人及び監査等委員は、当該書類を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

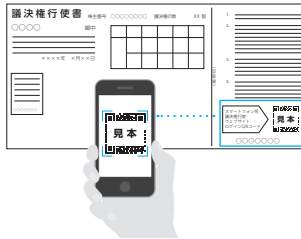
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

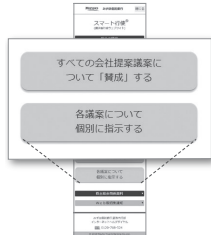
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

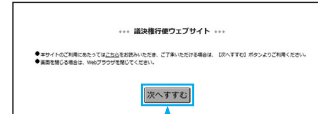
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

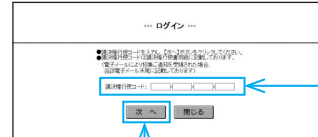
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

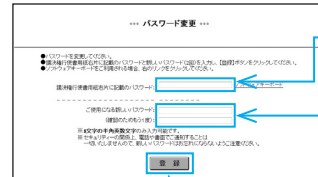
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第13条及び第21条の株主総会及び取締役会に係る招集権者及び議長並びに第33条の会計監査人の報酬決定権者を「社長執行役員（取締役社長）」から「代表取締役」へ変更するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役会において別に定める執行役員規程に基づき選任された社長執行役員(以下「<u>取締役社長</u>」という。)がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (会計監査人の報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u>が監査等委員会の同意を得て定める。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役会の<u>決議</u>に基づき選定された<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (会計監査人の報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u>が監査等委員会の同意を得て定める。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	
1	おかだ あきら 岡田 朗	代表取締役 会長兼社長執行役員	再任
2	おかだ かずひさ 岡田 和久	取締役 副社長執行役員	再任
3	たむら しげゆき 田村 繁行	取締役 専務執行役員	再任
4	すずき ひかる 鈴木 光	専務執行役員	新任
5	すがの けんいち 菅野 健一	取締役	再任 社外 独立
6	うえだ あけみ 上田 晶美	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おかだ
岡田

あきら
朗 (1958年7月31日生)

再任

所有する当社の株式数

65,242株

在任年数

26年

取締役会出席状況

16/16回

[略歴、当社における地位、担当]

1983年 4 月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
2000年 7 月 当社入社 取締役
2003年 6 月 同 専務取締役 管理本部長
2013年 8 月 同 取締役副社長 管理本部長
2021年 3 月 同 取締役副社長 副社長執行役員 管理統括本部長
2021年 7 月 同 代表取締役 社長執行役員
2025年 8 月 同 代表取締役 会長兼社長執行役員 最高執行責任者（現任）

[重要な兼職の状況]

Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役、PT. Rent Indonesia Asia 取締役、Rent Vietnam Co., Ltd. 取締役

取締役候補者とした理由

岡田朗氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担うとともに、管理部門の責任者及び子会社の取締役を歴任し、2021年7月より当社の代表取締役を務めており、企業経営並びに当社グループの業務全般を熟知しております。また、その豊富な経験と知見を活かし、取締役会の意思決定や監督機能における中心的役割を果たしております。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

おかだ
岡田

かずひさ
和久 (1966年2月5日生)

再任

所有する当社の株式数

20,405株

在任年数

18年

取締役会出席状況

16/16回

[略歴、当社における地位、担当]

1989年 4 月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
2001年 1 月 当社 取締役（出向）
2002年 4 月 同 取締役 管理部 部長（出向）
2007年 3 月 同 取締役 管理副本部長（出向）
2011年11月 当社 非常勤取締役
2013年 8 月 双日株式会社 自動車第三部 部長代理
2019年 1 月 双日オートグループ東海株式会社 代表取締役社長
2022年 4 月 当社 取締役 専務執行役員 管理統括本部長（転籍）
2025年 8 月 同 取締役 副社長執行役員 最高管理責任者（現任）

[重要な兼職の状況]

神奈川石油販売株式会社 監査役、Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役、PT. Rent Indonesia Asia コミサリス会 会長、Rent Vietnam Co., Ltd. 取締役

取締役候補者とした理由

岡田和久氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担うとともに、管理部門の責任者及び子会社の取締役を歴任するほか、双日オートグループ東海株式会社の代表取締役を務めた経験を有するなど、企業経営並びに当社グループの業務全般を熟知しており、当社事業の発展に大きく貢献してまいりました。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

た む ら し げ ゆ き
田村 繁行

(1970年3月2日生)

再任

所有する当社の株式数

20,693株

在任年数

1年

取締役会出席状況

11/11回

[略歴、当社における地位、担当]

1992年 4 月 当社入社
2012年 8 月 同 執行役員 第一営業部 上席部長
2021年 3 月 同 執行役員 建設営業本部長
2021年 8 月 同 常務執行役員 建設営業本部長
2022年 5 月 同 常務執行役員
Rent (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長
Rent Trade & Service Co., Ltd. 代表取締役社長
2024年 8 月 当社 常務執行役員 営業本部長
2025年 8 月 同 取締役 専務執行役員 営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

田村繁行氏は、執行役員として長年にわたり当社の重要な業務執行を担うとともに、営業部門の責任者及び子会社の取締役を歴任するなど、当社グループの業務全般を熟知しており、当社事業の発展に大きく貢献してまいりました。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

す ず き ひかる
鈴木 光

(1971年1月19日生)

新任

所有する当社の株式数

16,995株

在任年数

1年

(2021年8月から2022年8月まで)

[略歴、当社における地位、担当]

1993年 3 月 当社入社
2014年 8 月 同 執行役員 経営企画部 部長
2021年 3 月 同 執行役員 管理本部長
2021年 8 月 同 取締役 執行役員 管理本部長
2022年 8 月 同 常務執行役員 管理本部長
2025年 8 月 同 専務執行役員 管理本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社三光塗装鋁金工業 監査役

取締役候補者とした理由

鈴木光氏は、執行役員として長年にわたり当社の重要な業務執行を担うとともに、経理、経営企画、管理部門の責任者を歴任するなど、企業経営並びに当社グループの業務全般を熟知しており、当社事業の発展に大きく貢献してまいりました。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

菅野 健一

(1969年5月16日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

1,187株

在任年数

4年

取締役会出席状況

16/16回

[略歴、当社における地位、担当]

1993年 4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社
2000年 9月 リスクモンスター株式会社 設立 同 取締役
2004年 6月 同 代表取締役社長
2012年 4月 同 代表取締役会長 兼 CEO
2015年 3月 同志社大学経済学部 非常勤講師 (現任)
2018年 6月 リスクモンスター株式会社 取締役founder
2021年 7月 PXC株式会社 (現 ADTANK株式会社) 代表取締役社長
2022年 8月 当社 社外取締役 (現任)
2024年 7月 PXC株式会社 (現 ADTANK株式会社) 代表取締役CEO (現任)

[重要な兼職の状況]

ADTANK株式会社 代表取締役CEO、同志社大学経済学部 非常勤講師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

菅野健一氏は、リスクモンスター株式会社を創業し代表取締役として同社を株式上場に導いたほか、上場企業を含む多くの事業会社の取締役を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言や提言等をいただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

上田 晶美

(1960年 6月20日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

[略歴、当社における地位、担当]

1983年 3月 株式会社丸井 入社
1993年10月 ハナマルキャリアコンサルタント 起業
2010年 4月 一般財団法人女性労働協会 理事
2012年 4月 大妻女子大学短期大学部 非常勤講師 (現任)
2013年10月 株式会社ハナマルキャリア総合研究所 代表取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社ハナマルキャリア総合研究所 代表取締役、大妻女子大学短期大学部 非常勤講師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上田晶美氏は、ハナマルキャリアコンサルタントを起業し、現在では株式会社ハナマルキャリア総合研究所の代表取締役を務めており、キャリア支援並びに企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言や提言等をいただくことを期待して、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 菅野健一氏は、当社との間に特別の利害関係を有しております。同氏は、ADTANK株式会社の代表取締役CEOであり、当社と当社との間に取引関係がありますが、取引の規模は同社及び当社の事業規模に比して僅少であり、取締役会において当社の利益が損なわれることがない旨の承認を受けております。
- 上田晶美氏は、当社との間に特別の利害関係を有しております。同氏は、株式会社ハナマルキャリア総合研究所の代表取締役であり、当社と当社との間に取引関係がありますが、取引の規模は同社及び当社の事業規模に比して僅少であります。
- その他の各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年5月31日時点のものであり、レント役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 菅野健一氏、上田晶美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 菅野健一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる規定を定款に設けております。当該定款の規定に基づき、菅野健一氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。また、上田晶美氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を新たに締結する予定であります。
6. 当社は、菅野健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、上田晶美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化のため1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	
1	き した 木下 あい子	総務部 部長	新任
2	つ ぼ い 坪井 孝男	取締役 常勤監査等委員	再任 独立
3	き む ら 木村 絵美	取締役 監査等委員	再任 独立
4	ふ じ ま き 藤巻 晴美	—	新任 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

木下

あい子

(1966年12月12日生)

新任

所有する当社の株式数

8,266株

[略歴、当社における地位、担当]

1990年 7 月 当社入社
2021年 3 月 同 内部統制監査室 室長
2024年 3 月 同 総務部 部長 (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

木下あい子氏は、長年にわたり監査部門の責任者を務め、監査業務の経験並びに当社の業務全般の知識を有しております。これらの実績を踏まえ、客観的且つ幅広い見地から取締役の職務執行に対する監査等をいただくことを期待して、新たに選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

坪井

孝男

(1953年12月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

8,190株

在任年数

4 年

取締役会出席状況

15/16回

[略歴、当社における地位、担当]

1976年 4 月 株式会社静岡銀行 入行
2009年 6 月 同 監査役室長
2011年 5 月 スター精密株式会社 常勤監査役
2015年 5 月 福寿船舶株式会社 非常勤監査役 (現任)
2016年 8 月 当社 社外監査役
2019年 8 月 同 常勤社外監査役
2022年 8 月 同 社外取締役 常勤監査等委員 (現任)

[重要な兼職の状況]

福寿船舶株式会社 非常勤監査役、レント総合サービス株式会社 監査役、株式会社アテックス 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坪井孝男氏は、金融機関における財務、監査業務の経験、並びに他社における監査役としての豊富な経験と知見を有しており、これまでと同様に客観的且つ幅広い見地から取締役の職務執行に対する監査、助言等をいただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

きむら えみ
木村 絵美

(1981年 8月26日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

在任年数

10年

取締役会出席状況

16/16回

[略歴、当社における地位、担当]

2010年 8 月 弁護士登録
2010年 8 月 追手町法律事務所 弁護士
2016年 8 月 当社 社外取締役
2022年 8 月 同 社外取締役 監査等委員 (現任)
2022年11月 株式会社さいか屋 社外取締役 監査等委員
2024年 4 月 弁護士法人たちばな法律事務所 弁護士 (現任)
2025年11月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス 社外取締役 監査等委員 (現任)

[重要な兼職の状況]

弁護士法人たちばな法律事務所 弁護士
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス 社外取締役 監査等委員

監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

木村絵美氏は、法律専門家としての豊富な経験と知見を有しており、直接会社経営に関与した経験はありませんが、これまでと同様に客観的且つ専門的な見地から取締役の職務執行に対する監督や助言等をいただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ふじ まき はる み
藤 巻 晴 美

(1962年12月19日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

600株

[略歴、当社における地位、担当]

1985年 4 月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
1988年 3 月 公認会計士登録
1993年 3 月 税理士登録
1994年 1 月 藤巻会計事務所 開設
2002年 5 月 税理士法人トーマツ (現 デロイト トーマツ税理士法人) 静岡事務所長
2002年 5 月 同 社員税理士 理事会メンバー
2011年 7 月 同 東京事務所トータルサービス部門長
2016年10月 同 ミドルマーケットユニットリーダー

監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

藤巻晴美氏は、会計専門家及び税理士法人の社員税理士としての豊富な経験と知見を有しており、客観的且つ専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査や助言等をいただくことを期待して、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年5月31日時点のものであり、レント社員持株会及びレント役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 坪井孝男氏、木村絵美氏、藤巻晴美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 坪井孝男氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、2016年8月より当社の業務執行でない役員であります。
5. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる規定を定款に設けております。当該定款の規定に基づき、坪井孝男氏、木村絵美氏との間で責任限定契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。また、木下あいこ氏、藤巻晴美氏の選任が承認された場合、各候補者との間で責任限定契約を新たに締結する予定であります。
6. 当社は、坪井孝男氏、木村絵美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、藤巻晴美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】2026年8月27日定時株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の各取締役が保有するスキルは以下の表のようになります。

氏名	企業経営	業界知見	グローバル	営業・マーケティング	技術・商品開発	財務会計	人権・人材開発	リスク管理・コンプライアンス
取締役 岡田 朗	●	●	●	●		●	●	●
取締役 岡田 和久	●	●	●			●	●	●
取締役 田村 繁行	●	●	●	●	●			
取締役 鈴木 光	●	●				●	●	●
社外取締役 菅野 健一	●			●				●
社外取締役 上田 晶美	●						●	●
取締役 木下 あい子		●						●
社外取締役 坪井 孝男						●		●
社外取締役 木村 絵美							●	●
社外取締役 藤巻 晴美						●		●

（注）上記のスキルマトリックスは、各人の保有するスキルのうち強みがある項目を記載しており、各人の保有するすべての経験や知見を示すものではありません。

以 上

事業報告 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益及び雇用情勢の改善に伴い、個人消費・設備投資は緩やかに持ち直しましたが、物価動向や中東情勢の影響、金融資本市場の変動などから、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社事業に関連する建設投資の状況といたしましては、民間の建築投資は横ばいであるものの、民間の土木投資並びに公共の建築・土木投資が増加したことから、全体としては前年を上回る状況で推移いたしました。その一方で、建設資材価格の高止まりや供給不足、人手不足による工事の着工遅れ、設備投資計画の見直しなどの影響が発生いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、大都市部・中核都市部及び特別需要地（大型工場・発電所等）において、顧客の開拓深耕に努めるとともに地場の建設・設備工事需要の獲得に注力し、顧客の環境・安全・効率をキーワードとした独自性・特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大並びに同業他社との差別化を図ってまいりました。

また、成長の原動力となるレンタル資産保有量の増強を図るとともに、レンタル単価の見直しに係るお客様のご理解の促進にも努め、さらにはアライアンスの推進、新規出店によるネットワーク拡充、国内外グループ会社の強化、新規商品・サービスの拡充並びに人材の増強など、成長投資を推進いたしました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が529億45百万円（前期比7.9%増）となりました。利益面では、営業利益は43億82百万円（同12.2%増）、経常利益は39億46百万円（同14.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億1百万円（同16.1%増）となりました。

売上高	前期比	経常利益	前期比
529億45百万円	7.9%増 	39億46百万円	14.6%増 
営業利益	前期比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前期比
43億82百万円	12.2%増 	29億1百万円	16.1%増 

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は152億93百万円であり、その内訳は産業用車両・重機類・各種産業用機械等、レンタル資産の増強並びに延命化に係る投資が141億34百万円、営業所・メンテナンス拠点の増強及び改修、ソフトウェア等に係る投資が11億59百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社における資金調達は、その用途に応じ、経常的な運転資金については短期借入れにより行い、設備投資資金については長期借入れにより行うことを基本としております。

当連結会計年度における長期資金調達の総額は115億72百万円であり、これは、取引金融機関との個別契約又はシンジケートローン契約によるものであります。

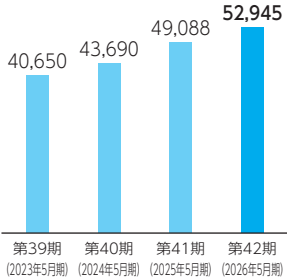
また、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う一般募集増資及び第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式発行にあたり24億96百万円の資金調達を行いました。

会 社 名	区 分	発行株式数	1 株当たり 発行価額	調達金額	払込期日
当 社	公 募 増 資	500,000株	4,330.00円	1,991,800千円	2025年6月27日
当 社	第三者割当増資	126,600株	3,983.60円	504,323千円	2025年7月30日

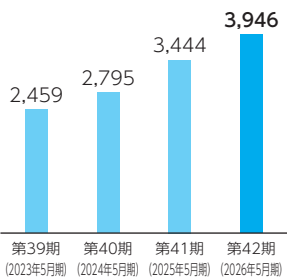
(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

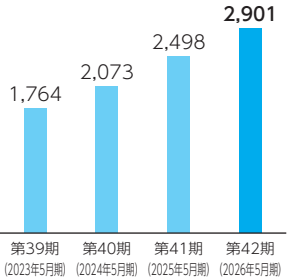
売上高 (単位：百万円)



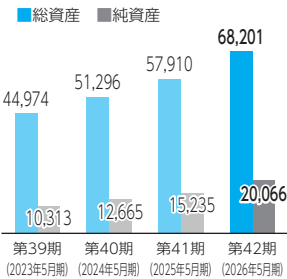
経常利益 (単位：百万円)



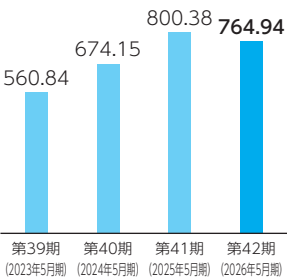
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



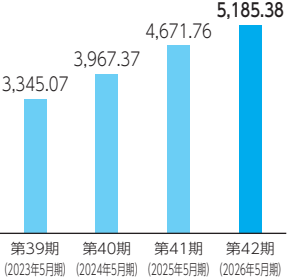
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第39期 (2023年5月期)	第40期 (2024年5月期)	第41期 (2025年5月期)	第42期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
売上高	(百万円)	40,650	43,690	49,088	52,945
経常利益	(百万円)	2,459	2,795	3,444	3,946
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,764	2,073	2,498	2,901
1株当たり当期純利益	(円)	560.84	674.15	800.38	764.94
総資産	(百万円)	44,974	51,296	57,910	68,201
純資産	(百万円)	10,313	12,665	15,235	20,066
1株当たり純資産額	(円)	3,345.07	3,967.37	4,671.76	5,185.38

(注) 第41期以前は金融商品取引法に基づく数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第39期 (2023年5月期)	第40期 (2024年5月期)	第41期 (2025年5月期)	第42期 (当事業年度) (2026年5月期)
売上高	(百万円)	38,080	40,621	45,548	48,589
経常利益	(百万円)	2,243	2,824	3,579	4,017
当期純利益	(百万円)	1,593	1,962	1,968	2,924
1株当たり当期純利益	(円)	506.54	637.92	630.64	771.10
総資産	(百万円)	40,334	45,479	51,243	59,357
純資産	(百万円)	10,036	11,901	14,105	19,126
1株当たり純資産額	(円)	3,254.33	3,838.42	4,382.52	4,945.44

(5) 対処すべき課題

① レンタル業界の動向

土木・建設機械、産業機械等を主力としている総合レンタル業の売上高合計は、2010年には1兆円程度でしたが、震災復興や東京オリンピック等の大型投資、社会インフラ老朽化対策、防災減災投資、都市部再開発などの増加を背景に2011年以降拡大を続けており、直近では約2倍の2兆円超（※1）の規模となっております。

このような状況の中、業界内におけるシェアとしては、大手が大きな割合を占めており、中でも上位5社の直近事業年度の売上高合計は、約1兆円・全体の半分程度（※2）となっております。

当社は上位5社に次ぐ規模となっており、当連結会計年度の売上高は529億円、全体の2%強であります。

（※1）経済産業省 特定サービス産業動態統計調査に基づく当社集計

URL：https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result/result_1.html

（※2）官報及び有価証券報告書、会社ホームページ開示情報に基づく当社集計

② 経営環境の見通し

今後の経営環境につきましては、雇用・所得環境の改善が景気の緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響や金融資本市場の変動の影響に注意が必要なところであります。（※1）

当社事業に関連する建設投資の2026年度の見通しといたしましては、民間では住宅投資の持ち直しや設備投資と改装・改修の継続、公共では土木建築投資の増加を背景として、全体では5.4%の増加が予測されており、今後も底堅く推移することが期待されます。（※2）

中でも、国土強靱化基本計画に基づく、河川・道路施設・ライフライン(電気、ガス、水道等)・公共施設等に関する防災減災・老朽化対策に向けた工事の増加や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン成長戦略の一環として、半導体工場、自動車のEV化に伴うリチウムイオン電池工場、再生エネルギー施設、送電網等の新設や増強の動きの加速が引き続き期待されるほか、都市部再開発、データセンター及び物流施設の新設・改装・改修等の需要により、設備投資は堅調に推移することが見込まれております。(※3)

そのほか、当社が展開するASEANにおける経済見通しといたしましては、直近においては外需が足かせとなり一部の国で成長率が鈍化する可能性があるものの、各国の財政・金融政策が景気の下支えとなり、底堅く推移することが想定されております。(※4)

(※1) 内閣府「令和8年6月 月例経済報告」

URL : <https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2026/0630getsurei/main.pdf>

(※2) 建設経済研究所「2026年4月 建設経済モデルによる建設投資の見通し」

URL : <https://www.rice.or.jp/wp-content/uploads/2026/04/20260413-model.pdf>

(※3) 内閣官房「国土強靱化年次計画2026」

URL : https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

URL : https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html

(※4) 大和総研「2026年のASEAN5経済見通し」

URL : https://www.dir.co.jp/report/research/economics/emg/20260116_025525.pdf

③中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

このような見通しのもと、当社は、持続的な成長により事業規模及び収益力を拡大させ、顧客の認知度の一層の向上を図ること、並びに業界内における確固たる地位を築くことが重要であると考えております。

そこで、これまで磨き上げてきたビジネスノウハウ、並びにステークホルダーからの信頼をより一層高めるために新たな挑戦を続け、持続的な成長により実りある未来を創造するための経営戦略として、前年度に掲げた運営基本方針及びこれを実現するための重点施策をさらに進化させ、この度、再設定いたしました。

《 運営基本方針 》

新しい価値を創造するワンストップコーディネーターとして

高付加価値なレンタルサービスの提供を通じ

「持続可能な社会への貢献」と「持続的な企業価値の向上」の両立を目指す

◀ 運営基本方針に基づく重点施策 ▶

1. レンタル資産の増強、レンタル価格の適正化及び稼働率の向上

- ◎ レンタル需要を確実に取り込むべく、市場環境の変化と顧客ニーズの動向を見極めながら、レンタル資産の計画的な増強と適切な入替を推進し、強固な資産基盤を構築してまいります。
- ◎ 物価高に伴うコスト上昇が続く事業環境のもと、投下資本に対する適正な収益確保を行うために、より高品質・高付加価値なサービスを提供するとともに、レンタル価格の継続的な見直しを図ってまいります。
- ◎ レンタル資産の品質の維持管理体制を強化し、タイムリーな供給と品質向上の両立を図るとともに、各エリアにおけるレンタル資産配備及び物流体制の最適化を図り、更なる効率運用を推進してまいります。

2. バリュープラスサービスの強化、新規分野の開拓

- ◎ 当社は、多種多様な物品のレンタルに係るノウハウと、長年にわたるレンタル資産のメンテナンスにより培ってきた整備力、技術力を存分に活かし、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを顧客に提供することを使命としており、これを「バリュープラスサービス」と名付けております。このバリュープラスサービスを軸に、単なる「物貸し」から顧客の課題解決に寄与する情報・知識・技術等を提供するソリューション事業への更なる進化を図ってまいります。
- ◎ これまでレンタルが十分に活用されてこなかった新たな市場の創出に取り組むことに加え、新サービスの開発、並びにデジタルを活用した顧客利便性の向上を推進することで、提供するサービスの更なる価値向上を図ってまいります。

3. 都市圏のネットワーク強化・市場シェア拡大

- ◎ 関東・中部・近畿・九州を中心とした大都市部、中核都市部、及び特別需要地（大型工場、発電所等）において、市場特性に応じた最適な営業戦略の推進、無人や小型など従来の枠にとらわれない柔軟な営業所の展開を図り、顧客の開拓深耕を強力に推進することにより、レンタル市場におけるシェアを拡大させてまいります。

4. アライアンス戦略・国内外グループ機能の強化拡大

- ◎ 特定の地域及び分野に強みを持つ同業他社とのアライアンス形成及び経営資源の相互活用を推進し、シナジー効果を創出してまいります。
- ◎ 国内外グループ会社の強化拡大により、レンタル事業を支える各種機能（貸す・運ぶ・直す・買う・売るなど）を高め、グループ全体の競争力向上を図ってまいります。

5.海外レンタル事業の拡大発展

- ◎タイにおける市場シェアNo.1の獲得に向けた事業基盤強化を加速するとともに、新経営体制による主体的かつ迅速な意思決定のもと、ベトナム及びインドネシアの収益基盤の確立を図り、経営資源のグローバル活用及びASEAN諸国におけるレンタル事業の更なる拡大発展に努めてまいります。

6.デジタル・AIを活用した事業展開・業務改革

- ◎顧客サービスの高度化及び業務効率の改善を目的として、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）をキーワードに、基幹システムの更なる有効活用を図るとともに、組織及び制度の抜本的な見直しを推進してまいります。
- ◎DX（デジタルトランスフォーメーション）・AX（AIトランスフォーメーション）による業務改革を推進し、顧客利便性の向上及び全社的な生産性の向上を図ってまいります。

7.持続的成長を担う次世代人材の育成

- ◎次世代を担う優秀なリーダーの養成、多様な人材の能力最大化のための教育体制強化を図るとともに、企業成長の原動力となる人材を確保するため、採用活動の多角化・強化に努め、持続可能な社会への貢献と持続的な成長を担う人づくりを推進してまいります。
- ◎心理的安全性の向上、健康経営の推進により、働きやすくチャレンジしやすい職場環境づくりに努めてまいります。

8.ガバナンスの一層強化、適時・正確・公平な情報発信

- ◎コンプライアンス体制、リスクマネジメント体制、及び内部統制機能を一層強化することにより、持続的かつ健全な成長力を高めるとともに、社会的信用力及びブランド力の向上に努めてまいります。
- ◎株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、適時・正確・公平な情報発信を行い、IR活動の積極化により当社の認知度向上と株式価値の向上に努めてまいります。

9.事業活動を通じた社会貢献

以上の施策を着実に推進し、事業を通じた資源の有効活用と社会課題の解決により、ステークホルダーへの価値創出と企業価値の向上を図り、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2026年5月31日現在)

事業	事業内容及び主要品目
レンタル 関連事業	・ 産業車両、乗用車、産業用機械器具、建設用機械器具等のレンタル・販売 （ダンプ、トラック、商用車、高所作業車両、高所作業機、バックホウ、舗装機器、転圧機器、打設機器、フォークリフト、大型揚重機、揚重機、機械設置機材、運搬機器、保管機器、仮設機材、コンプレッサ、電設機器、発電機、電源供給機器、溶接機、締め工具、締結機器、切削加工機器、研磨加工機器、集塵機器、換気機器、清掃機器、水中ポンプ、水処理機器、その他作業補助機器、照明機器、保安機器、測量機器、計測機器、通信機器、冷暖房機器、現場/事務所備品、絵画等） ・ 上記に付随する事業

(7) 主要な営業所及び事業拠点並びに使用人の状況

① 当社の主要な事業拠点 (2026年5月31日現在)

本社 静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号
地域別事業拠点数

地域	営業拠点	レンタル資産管理・ メンテナンス拠点	その他
北海道	1	－	－
岩手県	1	－	－
宮城県	5	1	－
茨城県	2	－	－
埼玉県	2	1	－
千葉県	5	2	－
東京都	4	－	2
神奈川県	8	1	－
静岡県	11	3	2
愛知県	14	2	2
三重県	1	－	－
大阪府	5	1	－
兵庫県	3	1	－
広島県	1	－	－
福岡県	5	1	－
熊本県	1	－	－
合計	69	13	6

(注) その他の内訳は、絵画レンタル部門が1拠点、教習事業部門が2拠点、本部事務所が3拠点であります。

② 重要な子会社の主要な事業拠点 (2026年 5月31日現在)

会社名	主要な事業拠点
レント総合サービス株式会社	本社（静岡県 藤枝市）
株式会社三光塗装钣金工業	本社（静岡県 富士市）
株式会社アテックス	本社（千葉県 佐倉市）
神奈川石油販売株式会社	本社（神奈川県 横浜市戸塚区）
Rent (Thailand) Co., Ltd.	本社（タイ バンコク）
Rent Trade & Service Co., Ltd.	本社（タイ バンコク）
PT. Rent Indonesia Asia	本社（インドネシア タンゲラン）
Rent Vietnam Co., Ltd.	本社（ベトナム ハノイ）

③ 企業集団の使用人の状況 (2026年 5月31日現在)

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レンタル事業	1,752 (159) 名	200名増 (12名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー等）は、（ ）内に、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて200名増加したのは、当社において100名増加しているほか、2025年11月にMaxRent Vietnam Co., Ltd.（現 Rent Vietnam Co., Ltd.）、2025年12月に神奈川石油販売株式会社をそれぞれ連結子会社化したためであります。

④ 当社の使用人の状況 (2026年 5月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,265 (97) 名	100名増 (8名増)	39歳 8 か月	9 年 8 か月

- (注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、嘱託社員を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー等）は、（ ）内に、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
レント総合サービス株式会社	10百万円	100.0%	運送事業
株式会社三光塗装鋁金工業	10百万円	100.0%	自動車整備事業
株式会社アテックス	20百万円	100.0%	運送事業
神奈川石油販売株式会社	50百万円	100.0%	自動車整備事業
Rent (Thailand) Co., Ltd. (タイ)	420百万バーツ	98.2% (49.2%)	産業機械、建設機械等のレンタル 事業
Rent Trade & Service Co., Ltd. (タイ)	150百万バーツ	90.0% (51.0%)	建設機械オペレーション事業、運 送事業、販売事業
PT. Rent Indonesia Asia (インドネシア)	80,000百万ルピア	100.0%	産業機械、建設機械等のレンタル 事業
Rent Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)	162,000百万ドン	100.0%	産業機械、建設機械等のレンタル 事業

- (注) 1. 2025年10月にPT. Max Rent Indonesia (現 PT. Rent Indonesia Asia) の株式を追加取得しております。
2. 2025年11月にMaxRent Vietnam Co., Ltd. (現 Rent Vietnam Co., Ltd.) の全株式を取得し、連結子会社といたしました。
3. 2025年11月に神奈川石油販売株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。
4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
5. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年5月31日現在)

借入先	借入額	社債	合計
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,669百万円	－	6,669百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	4,752百万円	45百万円	4,797百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,401百万円	－	4,401百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,860百万円	－	2,860百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年6月30日付で東京証券取引所スタンダード市場に新規上場いたしました。

2 株式の状況 (2026年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	11,552,000株
(2) 発行済株式の総数	3,886,000株
(3) 潜在株式の総数	30,500株
(4) 株主数	1,458名
(5) 大株主の状況	

株主名	持株数	持株比率
双日株式会社	387,000株	10.03%
ヤンマー建機株式会社	279,800株	7.25%
株式会社Y U A S A	274,000株	7.10%
レント社員持株会	219,647株	5.69%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	194,400株	5.04%
株式会社A I R M A N	168,000株	4.35%
コベルコ建機株式会社	158,000株	4.09%
株式会社アイチコーポレーション	146,000株	3.78%
レンテック大敬株式会社	100,000株	2.59%
片桐機械株式会社	92,300株	2.39%

(注) 持株比率は自己株式（28,863株）を控除して計算し、小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	7,800株	4名
取締役（監査等委員）	600株	1名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「(3) 取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記以外に当社の執行役員5名に対して5,966株を交付しております。

(7) その他の株式に関する重要な事項

① 当事業年度における自己株式の取得、処分等及び保有

前事業年度末における保有自己株式		57,829株
取 得	該当事項はありません。	—
処 分	新株予約権の行使による処分（注）1	14,600株
	譲渡制限付株式報酬の付与による処分（注）2	14,366株
当事業年度末における保有自己株式		28,863株

（注）1. 退任取締役により、権利行使がなされております。

2. 内容につきましては、上記「（6）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

② 発行済株式の総数の変動

当社は、2025年6月30日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年6月27日を払込期日とする公募による新株式の発行を行いました。これにより発行済株式の総数は500,000株増加し、3,759,400株となっております。

また上記に加え、2025年7月30日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して第三者割当増資を行いました。これにより発行済株式の総数は126,600株増加し、3,886,000株となっております。

3 新株予約権等の状況

当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2013年8月30日	2014年9月9日	2015年8月27日
交付対象者	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
保有者数	1名	1名	1名
新株予約権の数	12個	16個	32個
新株予約権の目的となる株式の数	2,400株	3,200株	3,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	205,025円73銭	236,354円96銭	137,701円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2013年8月31日から 2043年8月30日まで	2014年9月11日から 2044年9月10日まで	2015年8月29日から 2045年8月28日まで
新株予約権の行使の主な条件	(注)	(注)	(注)

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2016年8月29日	2017年8月29日	2018年8月29日
交付対象者	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
保有者数	1名	1名	1名
新株予約権の数	32個	32個	32個
新株予約権の目的となる株式の数	3,200株	3,200株	3,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	156,901円	171,885円	189,680円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円
権利行使期間	2016年8月31日から 2046年8月30日まで	2017年8月31日から 2047年8月30日まで	2018年8月31日から 2048年8月30日まで
新株予約権の行使の主な条件	(注)	(注)	(注)

	第8回新株予約権		第10回新株予約権	
発 行 決 議 日	2019年8月28日		2020年8月27日	
交 付 対 象 者	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	取締役 (監査等委員)	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	取締役 (監査等委員)
保 有 者 数	2 名	1 名	2 名	1 名
新 株 予 約 権 の 数	48個	14個	49個	10個
新株予約権の目的となる株式の数	4,800株	1,400株	4,900株	1,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権 1 個当たりの発行価額	194,525円		197,000円	
権利行使時 1 株当たりの行使価額	1 円		1 円	
権 利 行 使 期 間	2019年8月30日から 2049年8月29日まで		2020年8月29日から 2050年8月28日まで	
新 株 予 約 権 の 行 使 の 主 な 条 件	(注)		(注)	

(注) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものとしております。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の氏名等 (2026年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岡 田 朗	会長兼社長執行役員 最高執行責任者 Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役 PT. Rent Indonesia Asia 取締役 Rent Vietnam Co., Ltd. 取締役
取 締 役	岡 田 和 久	副社長執行役員 最高管理責任者 神奈川石油販売株式会社 監査役 Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役 PT. Rent Indonesia Asia コミサリス会 会長 Rent Vietnam Co., Ltd. 取締役
取 締 役	田 村 繁 行	専務執行役員 営業本部長
取 締 役	長谷川 文 明	常務執行役員 商品本部長 レント総合サービス株式会社 取締役
取 締 役 (注) 1	菅 野 健 一	PXC株式会社 (現 ADTANK株式会社) 代表取締役CEO 同志社大学経済学部 非常勤講師
取締役 (常勤監査等委員) (注) 1,2	坪 井 孝 男	福寿船舶株式会社 非常勤監査役 レント総合サービス株式会社 監査役 株式会社アテックス 監査役
取締役 (監 査 等 委 員) (注) 1,3	杉 原 賢 一	公認会計士杉原賢一事務所 代表
取締役 (監 査 等 委 員) (注) 1,4	木 村 絵 美	弁護士法人たちばな法律事務所 弁護士 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役菅野健一氏、取締役 (常勤監査等委員) 坪井孝男氏、取締役 (監査等委員) 杉原賢一氏、取締役 (監査等委員) 木村絵美氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 坪井孝男氏は、金融機関における財務及び監査業務に関する豊富な経験を有しており、また、他社の監査役として監査業務に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査等委員会における情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高めるために、同氏は常勤の監査等委員に選定されております。
3. 取締役 (監査等委員) 杉原賢一氏は、公認会計士の資格を有しており、また、他社における監査業務に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 木村絵美氏は、弁護士の資格を有しており、法務に係る幅広い見識と豊富な実務経験を持ち合わせているなど、法律分野に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中の役員の担当等の異動は、次のとおりであります。

イ. 子会社役員変更による異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
長谷川 文 明	Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役	－	2025年7月31日
岡 田 和 久	Rent Trade & Service Co., Ltd. 取締役	－	2025年7月31日
岡 田 朗	株式会社アテックス 取締役	－	2025年8月25日

ロ. 子会社化による異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
岡 田 和 久	－	神奈川石油販売株式会社 監査役	2025年11月28日

(2) 執行役員（取締役兼務者を除く）の氏名等 (2026年5月31日現在)

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
鷲 巢 寿 昭	副社長執行役員	社長補佐
鈴 木 光	専務執行役員	管理本部長
望 月 亮 伸	常務執行役員	東日本支社長
松 本 達 也	常務執行役員	西日本支社長
小久保 良 二	執 行 役 員	Rent (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長（出向） Rent Trade & Service Co., Ltd. 代表取締役社長（出向）
原 田 公 彦	執 行 役 員	東日本副支社長
手 束 光 宏	執 行 役 員	大阪支店 支店長
江 崎 禎	執 行 役 員	PT. Rent Indonesia Asia 代表取締役社長（出向）
八 木 和 明	執 行 役 員	人事部 部長
松 井 正 文	執 行 役 員	機械管理本部長代理
鈴 木 俊 之	執 行 役 員	神奈川支店 支店長
野 中 嘉 裕	執 行 役 員	静岡支店 支店長
山 根 紘 治	執 行 役 員	Rent Vietnam Co., Ltd. 代表取締役社長（出向）

(3) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年8月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬と業績連動による変動報酬に区分される金銭報酬、及び職責に応じた株式報酬で構成される。

b. 金銭報酬の決定に関する方針

代表権の有無、業務執行における役位及び役割、他社水準、従業員の給与水準等を勘案して固定報酬と変動報酬の基本テーブルを決定する。基本テーブルに基づき、固定報酬と会社業績指標（KPI）の達成状況及び個人業績の評価を反映した変動報酬を合算し、個人別報酬を決定する。

c. 株式報酬の決定に関する方針

取締役の中長期的な企業価値及び株式価値の向上への貢献が報酬に反映されるよう、各職責に応じ、退任時に譲渡制限が解除される株式報酬を支給する。

d. 個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

以下の事項を代表取締役 会長兼社長執行役員 岡田朗氏に委任する。

- ・役員報酬制度全般の原案作成
- ・各取締役の個人業績評価の実施
- ・報酬制度に基づき、個人業績評価及びKPI達成状況を反映させた個人別報酬額の原案作成

なお、上記の代表取締役に委任された権限が適切に行使されるよう、当該報酬制度及び個人別報酬額の原案を任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その答申を経た上で、取締役会にて決定するものとする。

（委任した理由）

当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役個人の評価を行うには代表取締役が適していると判断したため。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (名)
		金銭報酬		株式 報酬	
		固定報酬	変動報酬		
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	201 (7)	98 (6)	53 (0)	49 (－)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (31)	27 (27)	－	3 (3)	3 (3)

- (注) 1. 上表には、2025年8月28日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 金銭報酬のうち変動報酬につきましては、以下の内容で構成されております。
- (1) 役位別の基本テーブルに基づき、売上高及び経常利益の前年成長率と目標達成率からなるKPI達成率111.2%と、個人業績評価を反映した報酬額。
- (2) 2025年5月期における当期純利益1,968百万円の一定率を原資とし、役位別係数に応じて分配した報酬額。
3. 上表の株式報酬の総額は、取締役（社外取締役1名含む）5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
4. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。
5. 2023年8月29日開催の第39回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は年額280百万円以内、株式報酬は当該報酬額の範囲内で年額60百万円以内（普通株式 年20,000株以内）、取締役（監査等委員）の報酬は年額50百万円以内、株式報酬は当該報酬額の範囲内で年額8百万円以内（普通株式 年2,500株以内）と決議されております。第39回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結することができる規定を設けております。なお、非業務執行取締役である菅野健一氏、坪井孝男氏、杉原賢一氏、木村絵美氏との間で責任限定契約を締結しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役菅野健一氏の兼職先であるPXC株式会社（現 ADTANK株式会社）との間に取引関係があります。取引の規模は同社及び当社の事業規模に比して僅少であり、取締役会において当社の利益が損なわれることがない旨の承認を受けております。

その他の社外役員の兼職先と当社の間、及び各社外役員と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	活動・発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	菅野 健一	取締役会 16／16回 (100.0%)	上場企業を含む事業会社の代表取締役、社外取締役を歴任しており、豊富な経験と実績に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	坪井 孝男	取締役会 15／16回 (93.8%) 監査等委員会 15／15回 (100.0%)	金融機関における財務、監査業務の経験、他社の監査役としての豊富な経験と実績に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。 また、常勤の監査等委員として、監査等委員監査の計画立案、実施、執行役員会等の重要な会議への出席、並びに監査等委員会の運営に係る職務全般を主体的に行っております。
取締役 (監査等委員)	杉原 賢一	取締役会 16／16回 (100.0%) 監査等委員会 15／15回 (100.0%)	公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。 また、監査等委員会における発言や意見表明等を通じて、適切な監査を行っております。
取締役 (監査等委員)	木村 絵美	取締役会 16／16回 (100.0%) 監査等委員会 15／15回 (100.0%)	弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。 また、監査等委員会における発言や意見表明等を通じて、適切な監査を行っております。

(注) 当社は、菅野健一氏、坪井孝男氏、杉原賢一氏、木村絵美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が10百万円あります。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条の同意をいたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第34条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社が業務の適正を確保するための体制

① 取締役並びに社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、「リスク管理規程」を定め、当該規程においてコンプライアンスをリスク管理の優先事項と位置付けている。取締役並びに社員（以下、「役職員」という。）は、法令及び定款を遵守するために、企業理念及び経営方針に基づいた行動指針に従って職務を遂行する。
- ・ 当社は、社長を委員長、管轄部門長を委員として組織する「リスク管理委員会」を設置し、当該委員会においてコンプライアンスリスクを含めたリスク管理を行うとともに、役職員に対するコンプライアンスに係る教育啓蒙活動を推進する。また、「リスク管理委員会」における重要事項は取締役会に適時報告する。
- ・ 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、当該部門が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施した上で、監査結果を社長、並びに管掌役員及び監査等委員会に報告するとともに、改善措置の状況を確認する。
監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき独立した立場で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査し、法令及び定款に違反するおそれがある場合には、必要な助言又は勧告等を行うことにより、重大損失の発生を未然に抑止する。
- ・ 当社は、「内部通報規程」を定め、当該規程に基づき内部通報窓口を社内外に設置する。役職員からの通報を受けた際は適切に対処し、問題の早期解決を図るとともに、通報者が不利益を被らないよう保護する。
- ・ 当社は、独立した社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行の適法性と妥当性を確保するための牽制機能の充実に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、「取締役会規程」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、当該規程に基づき取締役の職務執行及び意思決定に係る情報、並びに個人情報文書を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき事業上のリスクを、経営に与える影響の重大性に応じ「重要リスク事象」と「個別リスク事象」に区分して管理する。「重要リスク事象」については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」にて発生時の対応及び予防措置等の管理を行い、その状況を取締役に適時報告する。「個別リスク事象」については、管轄部門長が発生時の対応及び予防措置等の管理を行う。
- ・ 当社は、コンプライアンス、災害、安全防犯、不良債権、財務、情報、品質、運輸、資産管理、営業活動等に係る「重要リスク事象」のうち、緊急性の高いものについては、緊急対策委員会を設置し、迅速な対応により損害の最小化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は「取締役会規程」の定めに従い、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に取り締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定及び業務執行の監督を行う。
- ・ 取締役会における意思決定を的確かつ効率的に行うため、取締役会決議事項については、原則として毎月2回開催される執行役員会の審議を経て、社長がこれを議場に諮る。また、業務執行に係る重要事項については、取締役会からの委嘱に基づき、執行役員会の審議を経て社長が決定する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社の経営の自主性、自律性に配慮しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、各子会社の管轄部門を定め、業績及び財務の状況、コンプライアンスの状況、事業の運営状況、経営状況全般を常に把握し、経営全般に係る助言及び直接的な支援を行う。子会社の一定の経営行為、業務執行については、当社との事前協議又は当社への報告を求め、助言を行うほか、各子会社の事業運営に係る個別権限基準を定め、これを運用することにより子会社の業務の適正を確保する。
- ・ 当社は、「グループ会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき、子会社のリスクの把握、管理を行うものとし、管轄部門はリスクの発生又は可能性があるかと認知した場合、「リスク管理規程」に基づく報告、対応、予防措置を行う。
- ・ 当社の役職員が子会社の取締役、監査役に就任し、各子会社の経営状況の把握、監査、監視を行う。
- ・ 当社の内部監査部門は「内部監査規程」及び「グループ会社管理規程」に基づき、法令、定款、社内規程等への適合の観点から、子会社並びに当該子会社を管理する当社管轄部門の監査を実施する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき部門又は社員に関する体制

- ・ 当社は「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会の求めに応じてその職務を補助すべき部門の設置又は社員の配置を行う。その場合、当該部門又は社員について取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、監査等委員会の指示に従い職務を遂行するほか、その評価、異動、懲戒等には監査等委員会の同意を要するものとする。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 当社の監査等委員は「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役会、執行役員会、その他重要会議に出席して、必要に応じて意見を述べ重要事項の審議状況及び報告状況を把握するとともに、取締役会議事録並びに稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ役職員に説明を求める。
- ・ 当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関して重大な法令違反、定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
- ・ 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会、内部監査部門、会計監査人の三者による「監査協議会」を四半期ごとに開催し、お互いが意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有を図ることにより、監査の実効性を高める。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すことができる。
- ・ 監査等委員が当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・ 当社は、「反社会的勢力の排除に関する規程」を定め、当該規程に基づき健全な事業の継続に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除する。なお、反社会的勢力に関する事項で経営に重大影響を及ぼすものの、又は可能性があるものは「リスク管理規程」における「重要リスク事象」と位置付け、管轄部門である総務部門が、所轄警察署、関連団体、顧問弁護士と連携し、情報収集や対応、教育啓蒙活動を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役 4 名（内、3 名は監査等委員。）を含む取締役 8 名で構成され、法令、定款、並びに社内規程に基づく経営上の重要な意思決定及び取締役の職務執行の監督を適切に行っております。また、取締役会審議事項は、執行役員（取締役を兼務している者を含む。）で構成される「執行役員会」による十分な議論を経て、社長が取締役に付議することにより、意思決定を的確かつ効率的に行う体制としているほか、取締役会が重要事項の審議に十分な時間を確保できるよう、業務執行に係る重要事項については、取締役会からの委嘱に基づき、執行役員会の審議を経て社長が適切に意思決定を行っております。

② 監査等委員会の監査の実効性確保

監査等委員会は、社外取締役 3 名で構成され、取締役会、執行役員会、その他重要会議への出席を通じ、取締役が適切に職務を執行するために必要な提言や助言を積極的に行っているほか、社長、各取締役との定期的な面談や、各部門、各子会社の調査を通じて取締役の職務執行状況の適正性を確認しております。また、監査等委員会、内部監査部門、会計監査人による「監査協議会」において、監査上の課題や情報の共有を行い、社外取締役による「社外役員等協議会」において、取締役会運営上並びに事業運営上の課題等に関する客観的な意見交換を行い、これらの状況を定期的に取り締役に報告する、又は社長との定期的会合を実施するなどして、監査の実効性向上、企業運営の健全性向上に努めております。

③ 内部監査体制

内部監査部門は、社長の承認を得た監査計画に基づき、当社全部門、全子会社の法令、定款、並びに社内規程の遵守状況や業務の適正性を監査し、その結果を速やかに社長及び監査等委員会等に報告しております。その上で、社長より発令された改善指示を被監査部門に通知し、フォローアップ監査により被監査部門の改善状況を調査、確認し、社長及び監査等委員会等に報告しております。

また、これらの状況を定期的に取り締役に報告することにより、内部監査の実効性向上、事業の適法性、適切性の向上に努めております。

④ リスク管理体制

当社に起こり得る重大なリスクを網羅的に一元管理し、対応策を遅滞なく講じるための体制として、社長を委員長、管轄部門長を委員としたリスク管理委員会を設置しております。当事業年度においては 4 回の委員会を開催しており、重要リスクの情報収集、情報共有、対策の協議等を通じて、当社における事業上のリスクを網羅的に把握した上で、適切に是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、それらの進捗状況の確認を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置付けております。

経営基盤強化のために内部留保の充実を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うこと、及び業績に応じた適切な配当水準を確保することを基本方針としており、2027年5月期に配当性向を30％程度とすることを予定しております。

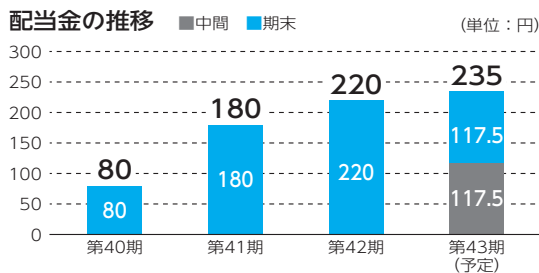
当社はこれまで年1回の期末配当を実施してまいりましたが、2027年5月期から、株主の皆様への利益還元の機会の充実を目的として、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたしました。なお、当社の定款において、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定めております。また、剰余金の配当等の決定につきましては、定款の規定に基づき法令に別段の定めのある場合を除き、株主の皆様との建設的な対話を重ねた上で、取締役会において機動的・弾力的に検討し、最適な判断を行ってまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減を柱とする財務体質の強化、レンタル資産の拡充をはじめとする設備投資への充当などに活用してまいりたいと考えております。

<ご参考> 配当に関する事項

2026年5月期及び2027年5月期の配当につきましては、2026年7月15日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

	2026年5月期(第42期)	2027年5月期(第43期) (予定)
中間配当	-	117.5円
期末配当	220円	117.5円
年間配当	220円 (配当予想より10円増配)	235円



本事業報告中の記載金額は、記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,663,789
現金及び預金	8,189,818
受取手形及び売掛金	7,969,666
電子記録債権	721,120
商品及び製品	182,782
原材料及び貯蔵品	430,779
その他	1,692,635
貸倒引当金	△523,013
固定資産	49,537,880
有形固定資産	43,690,346
レンタル用資産 [自己所有]	19,898,471
レンタル用資産 [リース]	8,180,057
建物及び構築物	5,135,001
機械装置及び運搬具	858,682
土地	8,366,546
リース資産	340,654
建設仮勘定	474,693
その他	436,239
無形固定資産	884,190
のれん	557,538
その他	326,651
投資その他の資産	4,963,343
投資有価証券	849,099
繰延税金資産	1,755,739
敷金及び保証金	1,811,359
その他	580,545
貸倒引当金	△33,400
資産合計	68,201,670

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,995,059
支払手形及び買掛金	371,446
電子記録債務	468,523
短期借入金	1,929,400
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	6,492,780
リース債務	2,527,495
未払金	2,954,772
未払法人税等	908,749
賞与引当金	1,343,044
その他	2,968,846
固定負債	28,139,963
社債	115,000
長期借入金	18,942,948
リース債務	6,407,949
繰延税金負債	462,244
退職給付に係る負債	2,034,044
資産除去債務	117,374
その他	60,402
負債合計	48,135,022
純資産の部	
株主資本	19,787,605
資本金	2,649,182
資本剰余金	2,426,663
利益剰余金	14,782,803
自己株式	△71,043
その他の包括利益累計額	213,131
その他有価証券評価差額金	251,450
繰延ヘッジ損益	5,933
為替換算調整勘定	△231,947
退職給付に係る調整累計額	187,694
新株予約権	50,922
非支配株主持分	14,987
純資産合計	20,066,647
負債純資産合計	68,201,670

連結損益計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		52,945,301
売上原価		35,159,290
売上総利益		17,786,010
販売費及び一般管理費		13,403,181
営業利益		4,382,829
営業外収益		
受取利息	23,145	
受取配当金	11,693	
受取保険金	13,361	
受取家賃	28,418	
為替差益	98,902	
作業くず売却益	50,855	
受取報奨金	9,229	
その他	70,828	306,434
営業外費用		
支払利息	639,326	
支払手数料	80,243	
持分法による投資損失	11,133	
その他	11,924	742,627
経常利益		3,946,636
特別利益		
固定資産売却益	8,839	
段階取得に係る差益	39,355	48,194
特別損失		
固定資産除却損	12,656	
減損損失	26,187	38,843
税金等調整前当期純利益		3,955,987
法人税、住民税及び事業税	1,324,409	
法人税等調整額	△185,857	1,138,551
当期純利益		2,817,436
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△83,633
親会社株主に帰属する当期純利益		2,901,069

連結株主資本等変動計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで) (単位: 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,401,120	1,194,261	12,458,016	△142,328	14,911,069
当期変動額					
新株の発行	1,248,061	1,248,061			2,496,123
新株予約権の行使		△12,134		35,930	23,795
譲渡制限付株式報酬		55,914		35,354	91,268
剰余金の配当			△576,282		△576,282
親会社株主に帰属する当期純利益			2,901,069		2,901,069
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△59,439			△59,439
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	1,248,061	1,232,401	2,324,786	71,285	4,876,535
当期末残高	2,649,182	2,426,663	14,782,803	△71,043	19,787,605

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	175,207	△2,800	△211,744	85,237	45,900	74,704	203,911	15,235,585
当期変動額								
新株の発行								2,496,123
新株予約権の行使								23,795
譲渡制限付株式報酬								91,268
剰余金の配当								△576,282
親会社株主に帰属する当期純利益								2,901,069
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△59,439
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	76,243	8,733	△20,202	102,457	167,231	△23,781	△188,924	△45,473
当期変動額合計	76,243	8,733	△20,202	102,457	167,231	△23,781	△188,924	4,831,061
当期末残高	251,450	5,933	△231,947	187,694	213,131	50,922	14,987	20,066,647

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 レント総合サービス(株)
Rent (Thailand) Co., Ltd.
Rent Trade & Service Co., Ltd.
(株)三光塗装钣金工業
(株)アテックス
PT. Rent Indonesia Asia
Rent Vietnam Co., Ltd.
神奈川石油販売(株)

PT. Max Rent IndonesiaはPT. Rent Indonesia Asiaに社名変更しております。

持分法適用関連会社であったMaxRent Vietnam Co., Ltd.の株式を追加取得し子会社化したことにより、同社を連結の範囲に含めております。なお、MaxRent Vietnam Co., Ltd.は Rent Vietnam Co., Ltd.に社名変更しております。

また、神奈川石油販売(株)の株式を取得し子会社化したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・会社の名称 (株)マックスライン
Thai IEC Co., Ltd.
熊本中央リース(株)

Rent Vietnam Co., Ltd.は、当社が同社の株式を追加取得し連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Rent (Thailand) Co.,Ltd. 及び Rent Trade & Service Co.,Ltd. の決算日は4月30日であり、PT. Rent Indonesia Asia、Rent Vietnam Co., Ltd.及び神奈川石油販売(株)の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。レント総合サービス(株)、(株)三光塗装鋳金工業及び(株)アテックスの事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

- ・時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル用資産 2年～7年

建物及び構築物 2年～44年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に土木建設用機械、産業用機械等のレンタルを行っており、顧客とのレンタル基本契約に基づいてレンタルに供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 繰延資産の処理方法

・ 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利オプションについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象 借入金の金利、外貨建金銭債務

ハ. ヘッジ方針

当社の内部規程に基づいております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たした金利スワップ及び金利オプションについては、有効性の評価を省略しております。

⑨ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、期間5～16年の定額法によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	1,755,739
繰延税金負債相殺前	1,910,734

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、会計上の税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得及び一時差異等の解消年度のスケジューリングの見積りについては、事業計画を基礎として決定しております。

課税所得等が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当連結会計年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	176,958千円
土地	3,437,319千円
計	3,614,277千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	74,440千円
長期借入金	1,456,180千円
計	1,530,620千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 55,459,555千円

(3) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	16,671千円
電子記録債権	57,586千円
支払手形	1,211千円
その他（流動負債）	8,573千円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度末の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部11,909,732千円については、財務制限条項が付されており、当社グループはこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在、以下の財務制限条項には抵触していません。

- ①各連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、契約で基準と定める連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産の部の金額に対して75%の金額以上を維持すること。
- ②各連結会計年度末における連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注1)	3,259,400	626,600	－	3,886,000
合計	3,259,400	626,600	－	3,886,000
自己株式				
普通株式 (注2)	57,829	－	28,966	28,863
合計	57,829	－	28,966	28,863

(注1) 発行済株式の増加の内訳は次のとおりであります。

 公募による新株発行に伴う増加 500,000株

 オーバーアロットメントによる売出しに伴う増加 126,600株

(注2) 自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 14,366株

 新株予約権行使による自己株式の処分 14,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月15日 取締役会	普通株式	576,282	180	2025年5月31日	2025年8月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年7月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	848,570	220	2026年5月31日	2026年8月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

 普通株式 30,500株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心としております。また、必要な資金は銀行借入や社債発行により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替、金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式を保有するものであり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握した上で、当該取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利変動動向をモニタリングしております。

リース債務については、レンタル用資産等の購買に係る資金調達を、複合的に行う目的で締結したリース契約によるものであります。金利は市場金利等を勘案して取り決めておりますが、個々の取引条件を適切に検討した上で契約を締結しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約や、借入金等の支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を、ヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)会計方針に関する事項⑧重要なヘッジ会計の方法〕に記載しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金繰計画表を適時に作成及び更新することにより、手許流動性資金のリスク管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的な方法により算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	443,487	443,487	－
資産計	443,487	443,487	－
①社債（１年内含む）	145,000	141,938	△3,061
②長期借入金（１年内含む）	25,435,729	25,477,287	41,558
③リース債務（１年内含む）	8,935,444	8,928,793	△6,650
負債計	34,516,174	34,548,020	31,845
デリバティブ取引（※3）	8,628	8,628	－

(※1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	3,650
関係会社株式	401,962

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) １．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
現金及び預金	8,189,818	－	－	－
受取手形及び売掛金	7,969,666	－	－	－
電子記録債権	721,120	－	－	－
合計	16,880,604	－	－	－

(注) ２．社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	1,929,400	－	－	－	－	－
社債	30,000	115,000	－	－	－	－
長期借入金	6,492,780	5,055,922	4,616,928	4,008,634	3,293,812	1,967,653
リース債務	2,527,495	2,689,542	2,226,657	1,473,991	17,760	－
合計	10,979,676	7,860,464	6,843,585	5,482,625	3,311,572	1,967,653

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	429,651	－	－	429,651
その他	13,836	－	－	13,836
資産計	443,487	－	－	443,487

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内含む）	－	141,938	－	141,938
長期借入金（1年内含む）	－	25,477,287	－	25,477,287
リース債務（1年内含む）	－	8,928,793	－	8,928,793
負債計	－	34,548,020	－	34,548,020

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年内を含む）

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内含む）及びリース債務（1年内含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	売上高
日本	49,321,939
アジア	3,623,361
顧客との契約から生じる収益	52,945,301
その他の収益	－
外部顧客への売上高	52,945,301

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	売上高
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,085,728
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,690,786
契約負債（期首残高）	18,877
契約負債（期末残高）	52,470

契約負債は、主にレンタル契約に関するものであり、主として顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

連結計算書類において、顧客との契約から生じた契約負債は「流動負債その他」に含まれております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年7月29日開催の取締役会において、丸紅グループとの合併契約を解消し、持分法適用関連会社であったMaxRent Vietnam Co., Ltd. (以下、「MRV」という。現 Rent Vietnam Co., Ltd.) の丸紅グループが保有する全株式について、当社が取得する決議を行い、同年11月4日付で当該株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 MaxRent Vietnam Co., Ltd.
被取得企業の事業の内容 産業機械、建設機械等のレンタル事業

② 企業結合を行った主な理由

MRV（2022年9月設立）における、丸紅グループとの共同運営による立ち上げ段階からの体制整備に一定の目途がつき、今後、ベトナムにおける事業展開に係る意思決定を当社が主体的かつ迅速に行うことにより、当社グループ内における人材やレンタル資産などの経営資源を有効活用し、事業の拡大を図ることを目的としたものであります。

③ 企業結合日

2025年9月30日（みなし取得日）
2025年11月4日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Rent Vietnam Co., Ltd.

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日以前に所有していた議決権比率	：	49%
企業結合日に追加取得した議決権比率	：	51%
取得後の議決権比率	：	100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年3月31日まで

被取得企業の決算日は3月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、被取得企業における決算日現在の決算書を使用しております。

なお、被取得企業は持分法適用関連会社であったため、2025年4月1日から2025年9月30日までの業績は、持分法による投資損益として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	11,274千円
	追加取得の対価（現金）	11,735千円
取得原価		23,010千円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得による差益 39,355千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

114,364千円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	162,920千円
固定資産	324,748千円
資産合計	487,668千円
流動負債	116,210千円
固定負債	462,812千円
負債合計	579,022千円

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。なお、当該影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(取得による企業結合)

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、神奈川石油販売株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同年11月28日に神奈川石油販売株式会社の全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 神奈川石油販売株式会社

被取得企業の事業の内容 自動車及び建設機械の整備及び修理、車体の改造と塗装

② 企業結合を行った主な理由

当社が総合レンタル事業を営むなかで、車両レンタルが売上高に占める割合はもっとも高く、法定点検や修理対応等、車両の整備体制構築は、事業基盤を支える重要なテーマとなっております。とりわけ、神奈川・東京エリアは、今後の成長が大きく期待できる地域であり、整備職の担い手が減少する環境下において、一層の整備体制強化が求められます。

一方、神奈川石油販売株式会社は、創業来60年超の経験による確かな整備技術、交通アクセスのよい横浜市の好立地を生かし、大手企業を含めた盤石な顧客基盤を築いております。特に大型車両の整備ノウハウに高度な専門性を備えており、業界内での優位性を有しております。

同社を当社グループに迎え入れることにより、両社の車両整備ノウハウの共有・経営資源の最適活用による生産性向上を実現し、同社の更なる成長に加え、当社の神奈川・東京エリアにおける車両整備体制の一層の充実が可能となると判断し、株式を取得しました。

③ 企業結合日

2025年9月30日（みなし取得日）

2025年11月28日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年3月31日まで

被取得企業の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないことから、当該子会社の決算数値を基礎として連結計算書類を作成しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,500,000千円
取得原価		1,500,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 108,530千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

460,246千円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

16年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	453,928千円
固定資産（土地）	1,580,000千円
固定資産（土地以外）	150,832千円
資産合計	2,184,760千円
流動負債	417,623千円
固定負債	727,383千円
負債合計	1,145,007千円

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。なお、当該影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年7月29日開催の取締役会において、丸紅グループとの合併契約を解消し、子会社であるPT. Max Rent Indonesia（以下、「MRID」という。現 PT. Rent Indonesia Asia。）の丸紅グループが保有する全株式について、当社が取得する決議を行い、同年10月14日付で当該株式を取得いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	PT. Max Rent Indonesia
事業の内容	産業機械、建設機械等のレンタル事業

② 企業結合日

2025年9月30日（みなし取得日）
2025年10月14日（株式取得日）

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

PT. Rent Indonesia Asia

⑤ その他取引の概要に関する事項

イ. 取得した議決権比率

丸紅グループとの合併会社であるMRIDについて、同グループが保有する全株式（保有割合46%、議決権比率49%）を追加取得したものであります。これにより当社が保有するMRIDの議決権比率は51%から100%となります。

ロ. 企業結合を行った主な理由

MRID（2023年9月設立）における、丸紅グループとの共同運営による立ち上げ段階からの体制整備に一定の目途がつき、今後、インドネシアにおける事業展開に係る意思決定を当社が主体的かつ迅速に行うことにより、当社グループ内における人材やレンタル資産などの経営資源を有効活用し、事業の拡大を図ることを目的としたものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価	現金	162,683千円
取得原価		162,683千円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

59,439千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 5,185円38銭

(2) 1株当たりの当期純利益 764円94銭

9. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年5月31日現在)

(単位: 千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	14,429,979
現金及び預金	6,557,288
受取手形	75,103
電子記録債権	709,564
売掛金	6,300,752
商品	112,271
貯蔵品	140,872
前払費用	470,795
その他	120,948
貸倒引当金	△57,615
固定資産	44,927,440
有形固定資産	37,463,279
レンタル用資産	17,581,882
レンタル用リース資産	7,760,733
建物	3,243,765
構築物	1,063,867
機械及び装置	371,837
車両運搬具	118,598
工具、器具及び備品	390,333
土地	6,435,602
リース資産	3,616
建設仮勘定	493,042
無形固定資産	312,489
ソフトウェア	269,713
ソフトウェア仮勘定	42,775
その他	0
投資その他の資産	7,151,670
投資有価証券	447,137
関係会社株式	2,785,289
長期前払費用	210,753
繰延税金資産	1,567,145
関係会社長期貸付金	1,012,830
敷金及び保証金	1,758,406
その他	291,390
貸倒引当金	△921,280
資産合計	59,357,419

科目	金額
負債の部	
流動負債	16,058,296
支払手形	1,452
電子記録債務	468,523
買掛金	88,119
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	5,518,020
リース債務	2,313,050
未払金	3,006,837
未払費用	553,229
未払法人税等	826,000
未払消費税等	410,821
賞与引当金	1,224,210
設備電子記録債務	1,305,987
その他	312,043
固定負債	24,172,946
社債	115,000
長期借入金	15,893,786
リース債務	5,876,916
退職給付引当金	2,147,277
資産除去債務	117,374
その他	22,591
負債合計	40,231,242
純資産の部	
株主資本	18,817,869
資本金	2,649,182
資本剰余金	2,486,778
資本準備金	1,766,432
その他資本剰余金	720,346
利益剰余金	13,752,952
その他利益剰余金	13,752,952
別途積立金	290,223
繰越利益剰余金	13,462,729
自己株式	△71,043
評価・換算差額等	257,384
その他有価証券評価差額金	251,450
繰延ヘッジ損益	5,933
新株予約権	50,922
純資産合計	19,126,177
負債及び純資産合計	59,357,419

損益計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで) (単位: 千円)

科目	金額	
売上高		48,589,740
売上原価		32,846,304
売上総利益		15,743,436
販売費及び一般管理費		11,441,425
営業利益		4,302,010
営業外収益		306,748
受取利息及び受取配当金	53,546	
受取保険金	13,361	
受取家賃	57,449	
為替差益	99,216	
作業くず売却益	41,830	
受取報奨金	7,539	
その他	33,804	
営業外費用		590,949
支払利息	423,432	
支払手数料	67,908	
社債利息	1,353	
貸倒引当金繰入	86,976	
その他	11,278	
経常利益		4,017,810
特別利益		1,464
固定資産売却益	1,464	
特別損失		
固定資産除却損	11,443	37,630
減損損失	26,187	
税引前当期純利益		3,981,643
法人税、住民税及び事業税	1,196,222	1,057,209
法人税等調整額	△139,013	
当期純利益		2,924,434

株主資本等変動計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,401,120	518,370	676,567	1,194,937	290,223	11,114,577	11,404,800	△142,328	13,858,529
当期変動額									
新株の発行	1,248,061	1,248,061		1,248,061			－		2,496,123
新株予約権の行使			△12,134	△12,134			－	35,930	23,795
譲渡制限付株式報酬			55,914	55,914			－	35,354	91,268
剰余金の配当				－		△576,282	△576,282		△576,282
当期純利益				－		2,924,434	2,924,434		2,924,434
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－			－		－
当期変動額合計	1,248,061	1,248,061	43,779	1,291,841	－	2,348,151	2,348,151	71,285	4,959,340
当期末残高	2,649,182	1,766,432	720,346	2,486,778	290,223	13,462,729	13,752,952	△71,043	18,817,869

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	175,207	△2,800	172,407	74,704	14,105,641
当期変動額					
新株の発行					2,496,123
新株予約権の行使				△23,781	14
譲渡制限付株式報酬					91,268
剰余金の配当					△576,282
当期純利益					2,924,434
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	76,243	8,733	84,976	－	84,976
当期変動額合計	76,243	8,733	84,976	△23,781	5,020,535
当期末残高	251,450	5,933	257,384	50,922	19,126,177

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
レンタル用資産 2年～7年
建物 2年～44年

② 無形固定資産

定額法
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
ソフトウェア 3年～5年

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に土木建設用機械、産業用機械等のレンタルを行っており、顧客とのレンタル基本契約に基づいてレンタルに供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(8) ヘッジ会計

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利オプションについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション、為替予約

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入金の金利、外貨建金銭債務

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社の内部規程に基づいております。

特例処理の要件を満たした金利スワップ及び金利オプションについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社に対する投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,785,289千円
関係会社長期貸付金	1,012,830千円
貸倒引当金	△887,880千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する投融資の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が低下する等、回収可能性が見込めない場合には、投資額の回収可能価額まで減損処理するとともに、引当金については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)引当金の計上基準」に基づいて、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

見積り段階において予測不可能な経済状況の変動等により関係会社の財政状態が悪化した場合には、翌事業年度の当社の計算書類における関係会社株式の評価、関係会社長期貸付金及び関連する引当金の金額に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	1,567,145千円
（繰延税金負債相殺前）	1,692,150千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得及び一時差異等の解消年度のスケジューリングの見積りについては、事業計画を基礎として決定しております。

課税所得等が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当事業年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 46,495,279千円

(2) 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	119,762千円
土地	1,857,319千円
計	1,977,081千円

担保付債務は次のとおりであります。

1 年内返済予定の長期借入金	40,000千円
長期借入金	1,363,000千円
計	1,403,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	39,878千円
長期金銭債権	1,012,830千円
短期金銭債務	344,764千円

(4) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの借入債務に対して、債務保証を行っております。

Rent (Thailand) Co., Ltd.	3,856,300千円
(株)三光塗装鋁金工業	138,548千円
PT. Rent Indonesia Asia	676,502千円
Rent Vietnam Co., Ltd.	596,442千円

② 関係会社のリース債務に対して、債務保証を行っております。

Rent (Thailand) Co., Ltd.	52,573千円
---------------------------	----------

(5) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	16,671千円
電子記録債権	57,586千円
支払手形	1,211千円
設備電子記録債務	8,573千円

(6) 財務制限条項

当事業年度末の長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）の一部11,909,732千円については、財務制限条項が付されており、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当事業年度末現在、以下の財務制限条項には抵触していません。

① 各事業年度末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、契約で基準と定める事業年度末の連結貸借対照表の純資産の部の金額に対し75%以上に維持すること。

② 各事業年度の連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	140,825千円
運送費用等	3,490,497千円
営業取引以外の取引高	
受取利息等	60,357千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

①減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
愛知県	営業所	建物、構築物、機械及び装置、その他

②減損損失の認識に至った経緯

移転に伴い、閉鎖の意思決定を行った営業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

③減損損失の金額と種類ごとの内訳

種類	金額（千円）
建物	17,498
構築物	5,884
機械及び装置	2,549
その他	254
合計	26,187

④資産のグルーピング方法

当社は、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングを行っております。その他については、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎にグルーピングを行っております。

⑤回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自己株式				
普通株式（注）	57,829	-	28,966	28,863
合計	57,829	-	28,966	28,863

（注）自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	14,366株
新株予約権行使による自己株式の処分	14,600株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	382,320千円
退職給付引当金	670,594千円
未払役員退職慰労金	4,880千円
貸倒引当金繰入超過額	305,709千円
減価償却超過額	288,778千円
新株予約権	15,903千円
子会社株式評価損	376,838千円
資産除去債務	32,976千円
その他	365,859千円
繰延税金資産小計	2,443,861千円
評価性引当額	△751,710千円
繰延税金資産合計	1,692,150千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△114,189千円
その他	△10,816千円
繰延税金負債合計	△125,005千円
繰延税金資産の純額	1,567,145千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.3%
(調整)	
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	0.0%
住民税均等割等	1.3%
評価性引当額の増減	0.3%
賃上げ促進税制による税額控除	△4.8%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6%

7. リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (単位：千円)

	レンタル用資産	レンタル用資産以外	合計
1年内	1,289,015	456,963	1,745,978
1年超	1,507,446	6,560,659	8,068,105
合計	2,796,461	7,017,622	9,814,084

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Rent (Thailand) Co., Ltd.	所有 直接 49.0% 間接 49.2%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 1	3,908,873	－	－
子会社	Rent Trade & Service Co., Ltd.	所有 直接 39.0% 間接 51.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	－ 22,166	関係会社 長期貸付金 (注) 2、3	1,012,830
子会社	㈱三光 塗装鋁金工業	所有 直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 1	138,548	－	－
子会社	PT.Rent Indonesia Asia	所有 直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 1	676,502	－	－
子会社	Rent Vietnam Co., Ltd.	所有 直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 1	596,442	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務保証については金融機関及びリース会社からの借入債務等に対して保証したものであり、保証料については実勢に基づき合理的に決定しております。
2. 関係会社長期貸付金に係る金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 関係会社長期貸付金に対し、887,880千円の貸倒引当金を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	岡 田 朗	被所有 直接 1.6%	当社 代表取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	17,226	－	－
役員	岡 田 和 久	被所有 直接 0.5%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	12,760	－	－
役員	田 村 繁 行	被所有 直接 0.5%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	10,846	－	－

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,945円44銭
- (2) 1株当たり当期純利益 771円10銭

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月15日

株式会社レント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関口俊克
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松浦俊行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レントの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年7月15日

株式会社レント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
静岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 関口俊克
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松浦俊行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レントの2025年6月1日から2026年5月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月15日

株式会社レント 監査等委員会

常勤監査等委員 坪井孝男 印

監査等委員 杉原賢一 印

監査等委員 木村絵美 印

(注) 常勤監査等委員坪井孝男、監査等委員杉原賢一、監査等委員木村絵美の3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

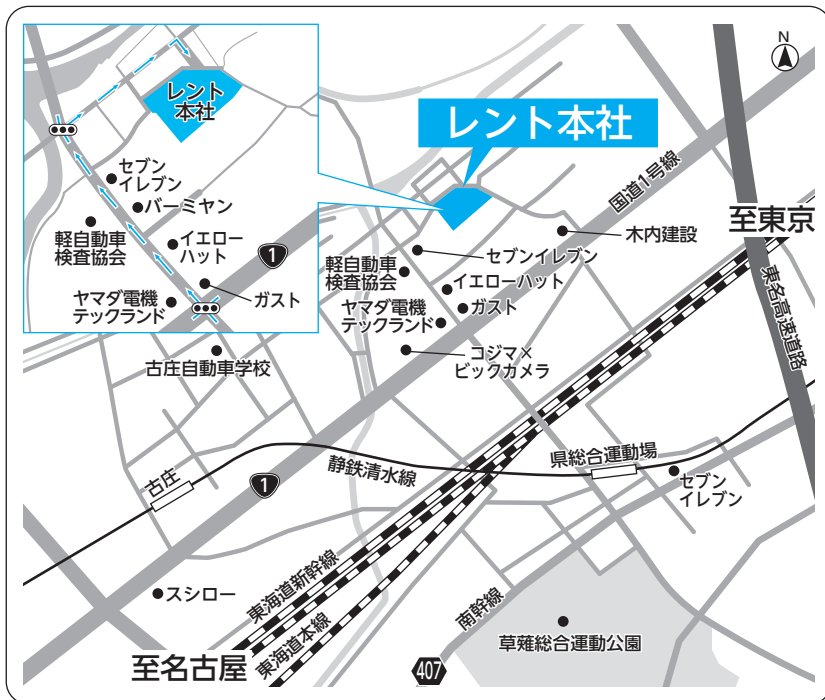
以 上

株主総会会場のご案内

日時 2026年8月27日（木曜日）午前10時

会場 静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号
株式会社レント本社内 3階会議室
TEL 054-265-2201（代）

交通 静岡鉄道静岡清水線 県総合運動場駅から徒歩15分
ＪＲ東静岡駅北口から車で10分
ＪＲ草薙駅北口から車で10分
東名高速道路 静岡インターから車で25分
新東名高速道路 新静岡インターから車で15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。